			総	括	調	査	票			
調査事案名	(八)日本にアベル、キハルタハハ協設の修士支援を書			調査対象 予 算 額	平成30年度補正(第2号):800百万円 ほか (参考 令和2年度:1,472百万円)					
府省名	農林水産省	A=1	60 0 = 1		項	ij	魚村振興対	策費	調査主体	本省
組織	水産庁	会計	一般会計		B	水産物加口	ニ・流通等対策	竞整備費補助金	取りまとめ財務局	_

①調査事案の概要

【事案の概要】

本事業は、輸出拡大を目指す水産加工・流通業者に対し、水産物輸出に必要な対米・対EU HACCP(※)基準に対応するための水産加工・流通施設の改修等を支援するものである。

(注)本事業の予算は、平成30年度まで水産庁に計上されていたが、令和元年度補正予算から食料産業局に計上されている。

本調査では、水産庁が実施していた対米・対EU HACCP基準を満たすため、HACCP認定取得を義務化した平成26年度から平成30年度までの事業について、本事業活用事業者(以下「事業者」という。)が計画どおりにHACCP認定を取得できているか、また、HACCP認定を取得した後に、計画した輸出目標どおり輸出を行っているかについて検証を行うものである。

(※) HACCP (ハサップ: Hazard Analysis and Critical Control Point) とは、原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、 金属の混入などの危害要因を分析した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録するものである。

<事業内容>

1. 支援対象となる取組

輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国のHACCP基準を満たす施設への改修整備に要する経費又は新設に要する掛かり増し経費を助成する。

2. 事業実施主体(助成対象者)

漁業協同組合、水産物卸売業者、水産加工業者 等

<施設改修例>

・エアシャワー ・ゾーンシャッター





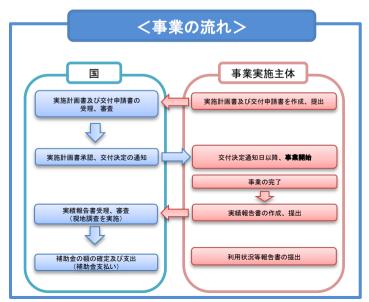
く資金の流れ>



民間団体

1/2以内

※食料産業局に計上後は、<u>都道府県への</u> 交付金となっている。



総 括 誧 票 杳

調查事案名

(23) HACCP対応等のための施設改修等支援経費

②調査の視点

1. HACCP認定取

事業者がHACCP 認定取得予定時期

得状況について

までに取得できて

いるか。

1. HACCP認定取得状況について

【表1】HACCP認定取得状況について(令和2年5月時点)

2. HACCP認定取得後の輸出状況について

した。【図1】

		取	得済	未取得		
全体	ķ	56		21		
	取得予定時期 から1年以上超過		16		6	

令和2年5月時点の事業者のHACCP認定取得状況を確認したとこ ろ、【表1】のとおりとなった。取得予定時期から1年以上超過 しているものが22先(29%)存在している。

予定時期を超過した理由については、施設整備の工事の遅れや、 審査機関(一般社団法人大日本水産会等)の都合により審査の申請 から承認までに通常以上の日数を要したことなどの理由がある一方

で、HACCP認定取得のための必要書類の作成や不備の修正に時間を

要したり、社内体制が脆弱なため社内教育に時間を要するなど、事業者の実施体制が原因と思われる理由による遅れが15先 (68%) と最も多かった。【表2】

いて調査したところ、達成しているのは5先(10%)のみであった。

(※)輸出目標額達成率=令和元年度の輸出実績額/事業計画における令和元年度の輸出目標額

加等の内容のみであり、十分な指導がなされている状況ではなかった。

事業者の実施体制(責任者及び補助者の設定、関係者との協力体制等)は、採択時に審査項目として確認を受けているが、 その後、HACCP認定取得までの間に生じた事情変更に対応できず、取得予定時期を超過した要因となっている事例も見られた。

2. HACCP 認定 取得後の輸出状 況について

事業者は、 HACCP認定取得後、 計画した輸出目標 通り、輸出を行っ ているか。

【調查対象年度】 平成26年度 ~平成30年度

【調査対象先数】

• 農林水産省 民間事業者:78先

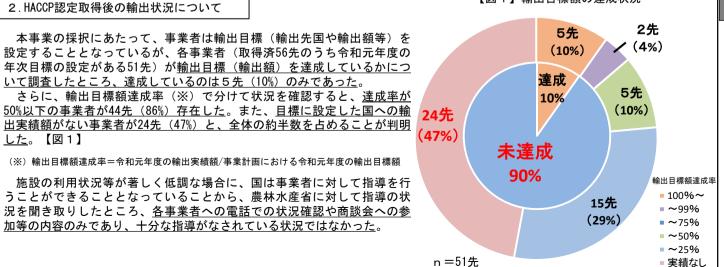
(回収率:99%)

③調査結果及びその分析

【表2】HACCP認定取得予定時期を超過した理由

理由	事業者数	割合
事業者の都合による遅れ	15	68%
審査機関の都合による遅れ	4	18%
工事による遅れ	2	9%
その他	1	5%
合計	22	100%

【図1】輸出目標額の達成状況



④今後の改善点・検討の 方向性

1. HACCP認定取得 状況について

農林水産省は、事業者 の取組の実効性を高め、 事業の効果を適切に発現 させるため、事業者の HACCP認定取得状況につい て的確に把握し、取得予 定時期を超過した要因に ついて分析した結果を審 査項目に反映する等の見 直しを行うべきである。

2. HACCP認定取得 後の輸出状況につい

農林水産省は、事業の 目的を達成するため、事 業者が輸出目標を達成で きるよう、これまで実績 が低調となった要因を分 析し、的確な指導を行う ためのマニュアルを整備 する等により、現在の事 業スキームにおいて事業 者の点検を行う都道府県 が適切な措置及び必要な 改善措置の指導を講ずる ための仕組みを構築すべ きである。